

## 移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

(2019年度)

住 所 東京都多摩市関戸1丁目9番地1

事業者名 京王バス小金井株式会社  
代表者名（役職名及び氏名）代表取締役  
正殿 真司

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

## I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

## (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

## ① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	・ 2019年度は、ノンステップバス（大型）を1両導入する。	計画通り導入を行った。

## ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降および利用を円滑に行うための支援	・ 乗務員全員に「企業理念実践ハンドブック」「安全のしおり」を配布し、高齢者、障がい者を含むご利用のお客様への接し方の他、④で記載の高齢者・障がい者疑似体験を定期研修にて教育を行う。 ・これまで通りメールや電話でお客様からのご意見・要望を受け付ける。今年度からさらにお客様の声を受け付ける手段として、全てのバスにハガキを設置し、お客様の声を幅広く収集できるようにする。	・定期研修受講者21名に対し教育を実施 ・57通のはがきアンケートを受付、お客様ニーズ検証（計画外で実施） ・運行記録計（デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー）のデータを活用し滑らかで快適な運転を指導

## ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・わかりやすい案内の推進 ・車内人身事故防止の啓発	・バス停発進時の着席確認を乗務員に徹底する。発進時に乗務員による「発車します。おつかまりください」のアナウンスを行う。 ・バスターミナルにおいて、出発前のバスに社員が乗り込み、お客様に車内事故防止に関する啓発活動の声掛けを行う。	・バス発進時に安全で優しい発進を行うため『発進時・着席確認・声かけて』をスローガンに着席確認を徹底 ・バス車内声掛けを75便約1,000名に対し実施

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
各種研修におけるバリアフリー教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗務員が高齢者疑似体験キットを用いて、高齢者・障がい者を疑似体験する研修を実施する。</li> <li>・乗務員が実際に車椅子に乗ってバスの乗り降りを体験する研修を実施する。</li> <li>・高齢者施設の訪問研修を実施する。</li> <li>・運転訓練車を使用したデータを活用し、やさしい運転の教育を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疑似体験を各研修にて25名に実施</li> <li>・車いす体験を各研修にて25名に実施</li> <li>・高齢者施設訪問研修へ派遣→派遣者なし</li> <li>・運転訓練車による優しい運転の実践を各研修にて23名に実施</li> </ul>

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

- ・各自治体主催のバリアフリー会議等への出席  
➡(三鷹市)
- ・交通エコロジーモビリティー財団主催のバリアフリー研修への社員派遣→1名を派遣
- ・障がい者が参加する会議への出席➡東京運輸支局バリアフリーネットワーク会議出席(12/6)

(3) その他

--

## II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

( 2019年3月31日現在)

総車両数	計	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数				公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数			
		ノンステップバスの車両数	ワンステップバスの車両数	その他の車両数		基準適用除外認定車両数	その他の車両数		
				計	スロープ板を備えたもの		うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの	
前年度車両数	32	32	32	0	0	0	0	0	0
年度内に供用を開始した車両数	1	1							
年度内に供用を廃止した車両数	2	2							
年度末車両数	31	31							

## III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。